

長岡地域合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域合併協議会の会議の運営に関する規程第6条第2項の規定により、長岡地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴人の定員は、会場の規模に応じ、会議の議長(以下「議長」という。)が調整する。

(傍聴の手續)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(様式第1号)に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行う。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 示威的行為を行うおそれのある物品の持ち込み又は着用等をしている者
- (3) 騒音等により議事の進行を妨げるおそれのある器物等を持ち込もうとする者
- (4) 写真、映像録画及び録音機等を持ち込み又は携帯する者(撮影又は録音をすることについて議長の許可を受けた者を除く。)
- (5) 酒気を帯びている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、議事の運営上妨げとならない場合を除き、原則として傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た者を除く。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判若しくは論評を行う等の行為を通じて、公正な会議の運営を妨げる行為をしないこと。
- (2) 私語を発し、談笑をする等会議の運営又は他の傍聴者の傍聴の妨げになる行為をしないこと。

- (3) 会議の会場において、広告物の配布等の示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに離着席を繰り返さないこと。
- (7) 前各号に掲げることのほか、公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしないこと。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会の職員の指示に従わなければならない。

(非公開会議の場合)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月27日から施行する。

